

# 令和5年度鳥取県包括外部監査結果について（概要）

## 1 監査のテーマ

コロナを越える経済対策に向けた事業に係る財務事務の執行について

## 2 テーマ選定理由

新型コロナウイルスの特性に応じた対策を迅速かつ機動的に行うことで、新型コロナウイルスに立ち向かうとともに、経済・雇用・県民の暮らしを支え、新型コロナウイルスを越える必要があるとして、県は政策のひとつとして「ポストコロナの産業・雇用へ」を取り上げ各種事業を展開している。

これらの事業については、国からの補助事業も多く取り組まれており、予算面ではかなりの額を占め、ポストコロナに対する手厚い政策がとられている。

今回の包括外部監査においては、このうち、経済対策に着目し、100%の国庫補助事業については対象外として、これを除くそれぞれの関連事業が適正に執行され、その経済性・効率性・有効性が適切に確保されているかについて検討することとした。

最近、一部のコロナ関連の補助金で不正受給があったとの新聞報道もあったが、補助金に対する県民の視線は厳しいものがあると考え。これらの事業が適正に執行され、その経済性、効率性、有効性が適切に確保されているかどうかについて検討することは県民の関心も高いところであると考え、「コロナを越える経済対策に向けた事業に係る財務事務の執行について」を本年度の監査テーマに選定した。

## 3 監査を実施した期間

令和5年4月1日から令和6年1月5日まで

## 4 包括外部監査人

まきの よしみつ おんだかつまさ いりえさとし すらどうとしあき  
牧野 芳光 補助者3名（音田勝正、入江 聡、駿同利明）※いずれも税理士

## 5 監査対象機関

商工労働部、鳥取県商工会連合会、鳥取商工会議所

## 6 監査結果

指摘9件、意見33件

※ 詳細は、別添1「総評要約」及び別添2「指摘・意見一覧」のとおり。

(別添1「総評要約」)

- 1 県は、ポストコロナに向けて、新たな取組を積極的に取り入れられているところではあるが、次のものも見受けられた。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大が予想を上回ったことから、やむを得ず実行ができなかった(又は事業規模縮小)事業(別添2の4)
  - (2) 事業目的と実際の取組内容に食い違いがあるのではないかとと思われる事業(別添2の28、35)
  - (3) 事前に十分な情報収集を行っていれば、より効果的な取組が可能だったのでないかとと思われる事業(別添2の34、39、40)
- 2 また、補助金の交付決定までは慎重な手続が取られているものの、その後の実績報告や検査までの間には、事業者とのコミュニケーションや目配りが不足しているのではないかとと思われる個別の補助事業も見受けられた。特に、次のものについては、改善が必要と思われる。
  - (1) 事業計画が大きく変更された場合、本来であれば計画の変更申請を経て、改めて補助金の効果を判断すべきと思われるが、これを行っていないことから、補助金の効率的かつ効果的な執行との観点からは問題があるのではないかとと思われるもの。(別添2の12~15、19)
  - (2) 補助金交付の審査が余りにも形式的に行われていることから、改善が必要と思われるもの。(別添2の29、30)
  - (3) 事業の実施にあたっては、担当課のほかに外部団体に委託されているものがあり、外部団体に委託されている事業については、県担当課により厳正なチェックが行われていると推量されるも、事業毎の簿冊にはチェック表が添付されているだけで、見積書、請求書、領収書写し等の書類の添付のないものがほとんどであり、事業完了報告に従い検査を実施する際や、その後の監査等が的確かつ円滑に実施できるように、これらの写しの保存や写真等での補完が必要と思われるもの。(別添2の11)
  - (4) 申請時における補助事業費の見積りは、補助対象事業費自体が補助金の算定金額の基礎となっていることに鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額である必要があるが、見積りが無いものや、複数の者から見積りをとる必要があると思われる場合でも、1者のみで見積りしか徴していないもの。(別添2の1、5、7、10、37、38)
- 3 上記1及び2のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大が予想を上回ったことからやむを得ず実行ができなかった(又は事業規模縮小)事業のほかは、多くの事業を限られた人員で担当されることから、一旦補助金等が交付決定されると、その後の実績報告や検査までの間は、目が届きにくいのではないかとと思われるところもあり、加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大のさ中、事業を推し進めていかなければならない御苦労は感じるところであったが、適正で効率的かつ効果的な事業を実施され、県民の一層の信頼を得られる必要があると思う。

(別添2「指摘・意見一覧」)

■県に対する指摘・意見

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
1	<p><b>補助対象事業費の見積り方法（意見）</b></p> <p>＜中小企業経営力強靱化推進事業（中小企業経営力強靱化補助金）：商工政策課＞</p> <p>P 15</p>	<p>鳥取県の会計規則によれば、一般競争入札を原則としながら、この例外として、地方自治法施行令で定める場合に限り、指名競争入札や随意契約を認めている。</p> <p>また、随意契約を行う場合においては、金額等の基準を設け、例えば予定価格が20万円以上の場合にあっては複数の者から見積書を徴するなど、競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続を定めている。</p> <p>これに対して、補助事業者が行う補助対象事業費の見積りについては、補助対象事業に対して鳥取県会計規則がそのまま適用されるものではないものの、この補助対象事業費を基に、補助金が算定され、多額の補助金が投入されることを考えると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって補助金額を算出し、これをもって財務執行されるべきと考える。</p> <p>については、次のものについては、1者からしか見積りが徴されておらず、その理由も明確ではないところがあるので、競争原理に基づいた合理的な補助対象事業費を基に補助金を算出すべきであると思われる。</p> <p>なお、県は、令和5年3月10日付総務部財政課長通知（「補助金等交付事務の適正化について」）により、「補助事業者が行う補助対象事業について、県の会計規則等を参考に、競争原理が働く運用となるよう努める。」旨を発出していることから、今後、より適切な運用が期待できるところであるが、交付申請時の説明資料等に、はっきりと明示し、審査の段階でも、確実にチェックをしていただきたい。</p> <p>① 株式会社A 自家発電設備工事 3,906,870円          ② 有限会社B 統合脅威管理装置 1,100,000円          ③ C株式会社 蓄電池システム、ネットワークセキュリティ 1,284,800円</p>
2	<p><b>研修参加申込書への配慮不足（意見）</b></p> <p>＜中小企業経営力強靱化推進事業（BCP（事業継続計画）継続改善スキル研修）：商工政策課＞</p> <p>P 16</p>	<p>県内中小企業による自然災害や新型コロナウイルス感染症に対応したBCP（事業継続計画）の策定等が必要であることから、これに係る研修を実施している。</p> <p>当該研修の対象者は、広く中小事業者を対象として募りながらも、研修参加申込書の申請者の欄には会社（法人）用の申請者欄のみ刷成されており、参加者名簿を見ると、個人の事業者からの参加申込みはない。</p> <p>BCP問題は法人に限らず、広く事業者に関わる喫緊の課題と思われることから、個人事業者も参加しやすくするために、様式の改善が必要ではないかと思われる。県民目線でのきめ細かな配慮をお願いしたい。</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
3	<b>収入印紙の貼付漏れ（指摘）</b>  ＜中小企業経営力強靱化プログラム推進事業（経営力強靱化セミナー）：商工政策課＞  P 16	<p>契約書への収入印紙の貼付については、「契約事務処理要領」によると、「契約書等（請負契約書等の印紙税法別表第一の課税物件の欄に掲げる文書）のうち、県が保管する契約書等（変更契約書を含む。）は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。契約の相手方に契約書締結の文書を送付する際には、収入印紙の貼付等について併せて付記し、相手方から契約書等を受領する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と定められている。</p> <p>この処理要領に基づき、県が委託契約を行い、県が保管している契約書については、その大部分について、印紙の貼付及び消印が適切に行われていたが、「請書」となっているものや原契約書を変更する「変更契約書」に印紙の貼付漏れが見受けられた。</p> <p>具体的には、令和4年9月1日に、株式会社Dから県あて提出された次の請書（契約書）には収入印紙の貼付がないが、契約書とは、「文書の名称のいかんにかかわらず、契約当事者間において契約の成立、更新、内容の変更や補充の事実を証明する目的で作成される文書をいう。」とされており、課税文書になると思われる。</p> <p>後述でも、「収入印紙の貼付漏れ」の指摘をさせていただいているが、他の事業についても収入印紙の貼付及び消印について、点検する必要があると考える。</p> <p>なお、点検後の収入印紙の貼付漏れ等については、税務署に相談の上、対処する必要がある。</p>
4	<b>予算執行がない事業計画（意見）</b>  ＜ビヨンドコロナ型ビジネスモデル実装推進補助金：商工政策課＞  P 19	<p>コロナ後を見据えた新規性の高い事業の仕組みづくりを支援するとして、複数の事業者や団体等を含む事業者のコンソーシアム（共同事業体）の代表事業者を支援するとして事業を計画されたが、相談程度はあったものの、具体的な取組には至らず、予算の執行はできなかった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大していた時期でもあり、現状を維持することが最も優先される時期であったと推察されるが、事業者ニーズを捉えた、実効性ある事業計画の策定が望まれる。</p>
5	<b>補助対象事業費の見積り方法（意見）</b>  ＜SDGs循環経済モデル創出事業：商工政策課＞	<p>上記1と同様に、次の補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。</p> <p>また、見積りを取った業者とは別な業者に発注し、割高になっているにも関わらず、これに係る特段の指摘もない。</p> <p>については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
	P21	<p>額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって補助金を算出し、財務執行されるべきであり、鳥取県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。</p> <p>① E株式会社 堆肥製造装置（充填装置を含む）1基当たり2,200,000円の見積りを取りながら、実際には、見積りをした社を除く計5社から部分購入し、見積りを上回る計2,530,220円の実績となっている。</p> <p>また、この外に、肥料袋製作費880,000円も1者見積りとなっている。</p> <p>② 株式会社F（真空袋製作費110,000円、真空包装機924,000円、おから充填装置1,980,000円）</p>
6	<p>専門家の伴走支援等による取組の促進（意見）</p> <p>＜【SDGs企業認証】経営伴走サポート事業：商工政策課＞</p> <p>P23</p>	<p>当事業は、鳥取県の「SDGs企業認証制度」の発足を受けて、この推進と取組を希望する企業への支援を目的に事業者への伴走支援等として予算化されたものであるが、執行額は、258千円（当初予算額の4.6%）に留まっている。</p> <p>その内訳を見ると、サポート窓口運営事業費として事業委託費が約8万円、PR費用としてロゴ、ステッカー製作費が約10万円、及び認証審査会等運営費が約8万円となっており、同制度の利用促進に向けたセミナーなど促進は行われているが、認定事業者やその支援事業者を支援するとしていた専門家の伴走支援は十分に活用が進んでおらず、また、認証事業者等とこれに関心のある県内外企業とマッチングし、商品開発や販路開拓を推進するとしていたマッチング支援事業も実現に至っていない。</p> <p>鳥取県は、2030年に向けてSDGs目標を達成するとして、行政や県民だけでなく、企業においても率先して社会や環境を維持可能なものとしていくための経営が重要としてこれを推進するとしているが、SDGsという壮大なテーマへの理解の難しさや自社の事業にマッチした目標の設定、更には、その推進の難しさが察せられるところであり、専門家の伴走支援等も含めた積極的な取組が期待される。</p>
7	<p>補助対象事業費の見積り方法（意見）</p> <p>＜企業版ふるさと納税タイプ事業：商工政策課＞</p> <p>P26</p>	<p>上記1と同様に、次の補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。</p> <p>については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額をもって、補助金額を算出し、これにより財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきであると</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		<p>思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社G（発注先H株式会社） 446,050 円</li> </ul>
8	<p><b>概算払額の算出基準の策定（意見）</b></p> <p>＜鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）：立地戦略課／企業支援課＞</p> <p>P 29</p>	<p>当該事業は、間接補助事業であり、交付決定を受けた間接補助事業者は、間接補助事業を実施する県内の商工団体から支払を受けるが、県は、この補助金の原資として、商工団体へ補助金を交付している。</p> <p>また、県は、間接補助事業者へ早期に支払ができるよう、事前に間接補助事業を実施する商工団体へ概算払を行っており、その概算払の額は、県担当課が、例年の要求額を参考に商工団体に増減の見込みを照会したところで決定しているが、商工団体からの連絡を受けた金額（執行見込み額）をそのまま決定している実態にある。</p> <p>今回、事業の実施状況等を確認するため、二つの商工団体に臨場したが、そのうちの一つの商工団体では、所要資金に余裕を持たせるため補助事業の終了予定のもの（執行見込み額）に補助事業 1 件分加えて金額を要求しており、また、これまで四半期毎に所要額を伝えていたところ、事務軽減を図るため半期毎に要望しているなど、それぞれ商工団体の基準をもって算出した所要額を執行見込み額として伝えている現状にあった。これにより、一つの商工団体では、令和 2 年度補助金に係る事業 2 年目（令和 3 年度）の概算払を受けた金額を令和 3 年度末に精算し、令和 4 年度期首に、24,208 千円（概算払額の 29.5%）を県あて返納しており、もう一方の商工団体での同返納額は 28,685 千円（概算払額の 25.3%）となっている。</p> <p>これについて、県担当課からは、例年の概算払額を踏まえながら概算払額を決定しているが、複数の事業者の事業完了見込みを想定したものであることから、見込みどおりに終わらないことも多く返納が生じたものであり、事業者への資金が供給できなくなる事態を避けるためには必要であるとの説明があった。</p> <p>については、間接補助事業者である小規模事業者への早期支払いに意を注ぐことは必要であるものの、一方で県会計規則には、概算払を行う場合は、その適否を調査の上、支払をしなければならない、また、その額は 3 月分の予定額を超過してはならないとあることなどから、会計規則に従った一定の算出基準を設けるなど、不測の事態が生じないよう、より厳正な取扱いが必要であると思われる。</p>
9	<p><b>補助対象事業費に係る消費税の取扱い（指摘）</b></p>	<p>小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ交付要綱の第 3 条（補助金の交付）には、「補助金</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
	<p data-bbox="277 344 654 533">＜鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）：立地戦略課／企業支援課＞</p> <p data-bbox="277 577 341 609">P 30</p>	<p data-bbox="673 309 1394 645">の額は、補助対象事業費の額に補助率を乗じて得た額以下とし、この場合においては、仕入控除税額（消費税法に係る消費税額として控除できる部分の金額と、これに係る地方消費税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額（以下、「仕入控除税額」という。）を除く」としている。よって、<u>消費税法による仕入控除税額がない「免税事業者」及び「簡易課税事業者」</u>の場合は、<u>補助対象経費にはこれに係る消費税も補助対象に含まれる</u>と考えられる。</p> <p data-bbox="673 654 1394 833">しかしながら、これに係る県が示す「Q&amp;A」には、「消費税は補助対象経費の対象とならない」と明記していることから、全ての事業者において一律、補助対象経費からこれに係る消費税額を差し引いて補助金が算出されている。</p> <p data-bbox="673 842 1394 1178">については、小規模事業者を支援する同補助金の趣旨からも、免税事業者や簡易課税事業者の補助対象事業費には、交付要綱どおり、消費税相当額を含めるべきと考えられる。特に、令和5年10月1日からはインボイス制度が導入されたところであり、新たに免税事業者から課税事業者を選択、その多くが簡易課税制度を選択されるものと思われることから、交付要綱と「Q&amp;A」との整合性を図り、補助金の適正な執行を行うべきである。</p> <p data-bbox="673 1187 1394 1290">なお、商工会等や市町村の職員が交付申請書の記載方法について、相談を受けた場合も県と同様の取扱いを行っており、是正の指導を行うべきである。</p> <p data-bbox="673 1299 1394 1706">これに対して、県担当課からは、「仕入税額控除分を交付した場合の事業者の補助金返戻に要する事務手続の負担も考慮し、免税事業者も課税事業者と同様に消費税を交付対象外とした運用をしてきたものであり、県の統一的な基準に基づく取扱いである。」との説明があったが、交付要綱に従い、免税事業者や簡易課税事業者を除く一般課税事業者は、「仕入税額控除」があることから、補助対象事業費には消費税を含まず、一方で免税事業者や簡易課税事業者は、「仕入税額控除」がないことから、補助対象事業費には、消費税を含めるべきと考える。</p> <p data-bbox="673 1715 1394 1930">また、県の他部署では、同様な補助金交付要綱の規定があるものの、その趣旨に沿って、免税事業者や簡易課税事業者の補助対象事業費については、これに係る消費税額を含むとしているところもあることから、補助事業費の消費税の取扱いを整理される必要があると考える。</p> <p data-bbox="673 1939 1394 2011">「補助金返戻に要する事務手続の負担軽減」よりも、小規模事業者の支援に目を向けるべきと思われる</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		ことから、申請時において、一般課税事業者か否かの判定を適切に行うべきではないかと思う。
10	<b>補助対象事業費の見積り方法（意見）</b>  ＜鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）：立地戦略課／企業支援課＞  P 31	<p>上記1と同様に、補助対象事業費については、1者からしか見積りが徴されていない。</p> <p>については、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。</p> <p>なお、臨場した「鳥取県商工会連合会」では、補助事業における発注先の選定に当たっては原則2者から見積りをとるよう手引きで説明し、困難な場合は実績報告時に理由書を提出するとしており、「鳥取商工会議所」では、対象費用が目的に沿ったものであるか否かの観点から、見積りの適否を含めて、交付額確定の検査時において検査担当者の判断に委ねるとしているが、いずれの団体とも、複数見積りができなかった理由書の添付はなく、検査書類上にも何ら特記事項の記載もないことから（鳥取県商工会連合会は「検査時チェックリスト」により審査しているが、審査項目には盛り込まれていない。）、補助事業者から提出された実績報告書を追認するにとどまり、補助対象事業費の金額が、経済的かつ合理的な金額であるか否かの判断が、不足しているものと思われる。</p> <p>これについては、必ずしも不適切であると言い切れるものではないと思われるが、この補助対象事業費を基に、補助金が算定されていることから、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額を基に算出されるべきと考える。今後、より適切な運用となるよう、交付申請時の説明資料等にはっきりと明示するとともに、審査の段階でも、確実にチェックするよう指導をすべきである。</p>
11	<b>補助金交付時の検査における証拠書類の保全（意見）</b>  ＜鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）：立地戦略課／企業支援課＞  P 31	<p>補助金の交付決定に当たっては、事業者から提出された補助事業の実績報告書に基づき事前検査が行われており、今回臨場した二つの商工団体とも複数人で臨場し、関係書類及び成果物を検査するとしているが、事業者から提出される実績報告書には、証拠書類等の写しなどは一切添付されておらず、これに係る検査担当者の復命書にも、書面を検査したものとして、例えば「補助金事業取得物件等の見積、発注、納品、請求、領収書等」と記載しているのみであり、証拠書類等の写しなどは一切添付されていない。</p> <p>については、証拠書類の保全が不十分と思われること</p>



	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		<p>から、適正に補助事業を執行する観点から、適切な事務処理体制の構築を指導する必要があると思われる。</p> <p>また、県が事後監査する場合にも、これら証拠書類を確認するなど適切な対応が必要と考える。</p>
12	<p><b>個別の間接補助金事業の執行状況～補助事業の内容変更に伴い事業効率が低下しているもの～（意見）</b></p> <p>＜鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）：立地戦略課／企業支援課＞</p> <p>P 32</p>	<p>株式会社 I（<u>海外展開支援</u>）の補助事業について、鳥取県補助金等交付規則及び交付要綱並びにこれに係る手引き等（以下「補助金等交付規則等」という。）では、交付決定に係る補助事業等の内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ補助事業者（商工団体）の承認を受けなければならないとある。</p> <p><u>その承認を要するものの一つとして「事業目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらす恐れがある変更」があるが、これに係る事前承認の手続が行われていないことから、交付決定後の変更に対して、補助金の打ち切り等の判断が行われないまま、実績に基づき補助金の交付が行われている。間接補助事業を実施している商工団体からは、実績報告に基づく検査でその適否を検討しているとの説明はあったが、当初の事業計画から大きくその内容を変更する場合にあっては、補助金の効果的な執行を行う観点から、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。仮に、最終検査において、既に遂行した部分を容認せざるを得ないとするならば、補助金の適正かつ円滑な執行を阻害することにも成りかねないと思料される。</u></p> <p>○交付決定額：補助対象事業費 4,234,000 円、補助金額 2,000,000 円</p> <p>○実績：補助対象事業費 403,700 円（<u>実行率 9.5%</u>）、補助金額 201,000 円</p> <p>○理由等：コロナの影響で海外に向けての事業が行えなかった。</p>
13	<p><b>同上（意見）</b></p> <p>P 32</p>	<p>J株式会社（<u>新商品の増産化等</u>）の補助事業について、上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。</p> <p>○交付決定額：補助対象事業費 7,359,000 円、補助金額 3,679,000 円</p> <p>○実績：補助対象事業費 2,881,672 円（<u>実行率 39.2%</u>）、補助金額 1,440,000 円</p> <p>○理由等：<u>設備等の計画変更</u></p>
14	<p><b>同上（意見）</b></p>	<p>株式会社 K（<u>ネットショップの開設</u>）の補助事業に</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
	P 33	<p>ついて、上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。</p> <p>○交付決定額：補助対象事業費 3,444,000 円、補助金額 1,722,000 円</p> <p>○実績：補助対象事業費 744,000 円（<u>実行率 21.6%</u>）、補助金額 372,000 円</p> <p>○理由等：担当者退職により<u>計画変更</u></p>
15	<p>同上（意見）</p> <p>P 33</p>	<p>株式会社 L（新たなビジネスの商品化）の補助事業について、上記と同様に、事前承認の手続は行われていないところであるが、補助金の効果的な執行を行う観点からは、事前に変更承認をさせ、その執行の是非を見極めることが望まれると思われる。</p> <p>○交付決定額：補助対象事業費 4,000,000 円、補助金額 2,000,000 円</p> <p>○実績：補助対象事業費 1,414,610 円（<u>実行率 35.4%</u>）、補助金額 707,000 円</p> <p>○理由等：<u>試験実績不調による計画変更</u></p>
16	<p><b>補助事業中止（変更）の承認漏れ（指摘）</b></p> <p>＜鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）：立地戦略課／企業支援課＞</p> <p>P 33</p>	<p><b>M</b>株式会社（新分野進出）の補助事業について、「補助金等交付規則等」では、交付決定に係る補助事業等の内容等を中止、廃止しようとする場合には、あらかじめ補助事業者（商工団体）の承認を受けなければならないとあり、間接補助事業の中止の承認申請があった場合は、補助金を交付しない旨の通知（債務負担行為の解消）を行うとされている。</p> <p>しかしながら、<u>手続が煩雑になるとの理由等から、実績報告書に基づき補助金額 0 円（通称「0 決定」）の部内処理で済ませており、</u>合規性の観点からも問題である。</p> <p>また、当該事案では、当初導入予定の装置から別の装置に変更したとして、これに係る費用を自己資金で対応させているが、仮に、補助事業とすべきものであるならば、変更申請により補助対象事業費とすることも可能であったのではないかとと思われる。</p> <p>なお、補助事業者との間で十分なコミュニケーションが不足していたのではないかとと思われることから、事業者への適切な事業支援と指導の充実に努める必要がある。</p> <p>○交付決定額：補助対象事業費 4,870,000 円、補助金額 2,000,000 円</p> <p>○実績：0 円（<u>実行率 0%</u>）</p> <p>○理由等：<u>計画変更による補助事業の中止</u></p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
17	<p>同上（指摘）</p> <p>P 34</p>	<p>有限会社N（新たな事業の導入）の補助事業について、上記と同様に、補助事業が中止されたものであり、本来であれば規定に基づき、間接補助事業の中止の承認申請を行わせ、補助金を交付しない旨の通知（債務負担行為の解消）を行うべきであり、合規性の観点から問題である。</p> <p>また、このケースにおいては当初導入予定の装置から別の装置に変更したとして、これに係る費用を自己資金で対応させているが、仮に、補助事業とすべきものであるならば、変更申請により補助対象事業費とすることも可能であったはずであり、補助事業者との間で十分なコミュニケーションを図りながら事業支援と指導を行うべきであったと思われる。</p> <p>○交付決定額：補助対象経費 4,908,000 円、補助金額 2,000,000 円</p> <p>○実績：0 円（<u>実行率 0%</u>）</p> <p>○理由等：<u>計画変更による補助事業の中止</u></p>
18	<p>補助金の算定（意見）</p> <p>＜鳥取県産業成長応援補助金（小規模事業者挑戦ステージ／生産性向上挑戦ステージ）：立地戦略課／企業支援課＞</p> <p>P 34</p>	<p>○株式会社の補助対象事業費の額の算定において、設備導入費 3,560 千円から、<u>中古機械の下取価格（480 千円）を差し引いた 3,080 千円を基に、補助率 1/2 として 1,540 千円の交付決定を行っているが、交付要綱によれば、下取り機械を差引くようにはなっておらず、適正な下取り価格であるとするれば、設備導入費 3,560 千円を基に、1,780 千円（240 千円増額）とすべきである。</u></p> <p>県担当課からは、「交付要綱では 500 万円以下、補助率 1/2」であることから、設備導入費と相殺される下取額分を減額して、補助対象経費を算定したとしても、不適正でない。」との説明があったが、仮に、そのように実施するのであれば、申請者によって不公平な取扱いとならないように、交付要綱に明記すべきである。</p>
19	<p>個別の補助事業の執行状況～補助事業の内容変更に伴い事業効率が低下しているもの～（指摘）</p> <p>＜鳥取県産業成長応援補助金（成長・挑戦ステージ）：立地戦略課／企業支援課＞</p> <p>P 36</p>	<p>株式会社Pの補助事業については、当初事業計画では、需要見込みから液体充填包装機 3 台を導入していたが、受注が低調なことから 1 台の導入にとどまった。また、実績報告後の検査時においても稼働していなかった。</p> <p>これについては、県担当課から、「本事業は事業者の新たな取組等を支援するものであり、計画段階では、どの事業においてもある程度のリスクはあるものと考えており、本事業は外部審査員の合議を経て事業採択する手続をとっている。結果として、当初の計画から乖離したからといって、補助しないような制度</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		<p>（成功するものだけを支援してリスクを取らないような制度）とすれば新たな県内産業の成長を応援することにはならない。このため、当初の計画どおりとはいかなかったとしても計画内容のうち達成された部分までを対象として補助を行ったものである。」との説明を受けた。</p> <p>しかしながら、当初から、事業認定に係る審査会の場で、提携企業とされる業者との関係性維持が懸念されるとの意見を表明する委員もいたところであり、その関係性の確認を慎重に行えば、事業計画の見通しも事前に予想ができた可能性もあること、また、<u>一旦交付決定したとしても、鳥取県補助金等交付規則第12条（補助事業等の変更等）、同第13条（遂行等の指示）、同第21条（3）（交付決定の取消し等）での対応も考慮されるべきであったとも考えられる。</u></p> <p>鳥取県産業成長応援条例第3条（4）には、「対象事業を確実に実施できると認められる者」に事業認定するとされている。十分な見通しが無い事業計画を認定し、これに伴う補助金を交付したことは、経済性及び有効性に乏しいものであったと言わざるを得ない。</p> <p>なお、「補助金等交付規則等」では、交付決定に係る補助事業等の内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとあり、また、補助事業等がすべて完了したときには、期日を定め、実績報告の提出を求めた上、これに基づき補助金の額を確定することとしているが、変更申請もされず、実績報告の提出も遅延しており、補助金決定後の進捗管理が十分でなく、補助金に係る事務の適切かつ円滑な執行が図られていないと判断される。</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業期間：R 1. 10. 31～R 4. 12. 26</li> <li>・ 実績報告日：R 5. 1. 23、<u>実績報告（R 5. 1. 11 期限）の遅延</u></li> <li>・ 交付決定額：補助対象経費 40,496,709 円、補助金額 10,000,000 円</li> <li>・ 実績：13,879,350 円（<u>実行率 34.3%</u>）、補助金額 6,939,000 円</li> <li>・ 理由等：<u>販売低迷から、設備投資を縮小したもの。</u></li> </ul>
20	<p>個別の補助事業の執行状況～実績報告の提出遅延～（意見）</p> <p>＜鳥取県産業成長応援補助金（成長・挑戦ステージ）</p>	<p>株式会社Qの補助事業については、事業期間はR 2. 3. 27～R 4. 2. 10、実績報告日R 4. 3. 9と、<u>実績報告（R 4. 2. 26 期限）の遅延があった。</u></p> <p>「補助金等交付規則等」では、補助事業等がすべて完了したときには、<u>期日を定め、実績報告の提出を求めた上、これに基づき補助金の額が確定し、補助事業</u></p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
	：立地戦略課／企業支援課 ＞ P 37	者への早期支払いなど補助金に係る事務の適切かつ円滑な執行を図ることとされているが、 <u>実績報告の提出の遅延が散見される</u> ところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。
21	同上（意見） P 37	株式会社Rの補助事業については、事業期間R 2. 3. 25～R 5. 3. 26、実績報告日R 5. 4. 19 と、 <u>実績報告（R 5. 4. 11 期限）の遅延</u> 上記20と同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。
22	同上（意見） P 37	株式会社Sの補助事業については、事業期間R 2. 10. 16～R 3. 10. 21、実績報告日R 4. 2. 21 と、 <u>実績報告（R 3. 10. 31 期限）の遅延</u> 上記20と同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。
23	同上（意見） P 37	株式会社Tの補助事業については、事業期間R 2. 11. 3～R 3. 10. 14、実績報告日R 3. 11. 17 と、 <u>実績報告（R 3. 10. 30 期限）の遅延</u> 上記20と同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。
24	同上（意見） P 37	株式会社Uの補助事業については、事業期間R 2. 12. 1～R 4. 11. 14、実績報告日R 4. 12. 14 と、 <u>実績報告（R 4. 11. 30 期限）の遅延</u> 上記20と同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。
25	同上（意見） P 38	V株式会社の補助事業は、事業期間R 3. 3. 23～R 4. 3. 23、実績報告日R 4. 4. 22 と、 <u>実績報告（R 4. 4. 8 期限）の遅延</u> 上記20と同様に、実績報告の提出の遅延が散見されるところであり、規定に基づく適切な執行を行うべきである。
26	同上（意見） P 38	W組合の補助事業は、事業期間R 3. 7. 1～R 4. 10. 31、実績報告日R 4. 11. 15 付実績報告（収受印なし）、 <u>確定通知書（R 4. 12. 14 付）から遅延</u> と思われる。 上記20と同様に、実績報告の提出の遅延が散見され

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		るとともに、実績報告書への收受印押印もれ等が見られることから、規定に基づく適切な執行を行うべきである。
27	<b>不適切な事務処理（意見）</b>  ＜鳥取県産業成長応援補助金（社宅整備費補助事業）：立地戦略課／企業支援課＞  P 38	<p><b>X</b>株式会社への「社宅整備費補助事業」において、当初計画では、全戸数（24戸）分の独身寮を整備する予定としていたが、同中古物件購入前の入居者の退去の遅れから、完成した8戸分のみの事業報告書及び交付申請書を交付申請期限（R4.6.26）直前のR4.6.20に提出した。</p> <p>その後の書類審査の段階で、申請に不備（補助対象経費2割以上の変更の際の知事未承認）が発覚し、下記のとおり補正を行っている。</p> <p>また、申請者は、この指示に基づき、<u>R4.6.13付変更申請書を、交付期限を過ぎたR4.7.6に提出したが、R4.6.17付で遡及して承認されている。</u></p> <p>通常の事務処理であれば、過去日付での申請の指示や遡及しての承認を行うことはないことから、県民に特定の補助対象事業者に対する優位性を疑われるおそれを与えかねない不適切な事務処理と言わざるを得ず、適切な事務処理に努めるべきである。</p> <hr/> <p>＜事務処理の経緯等＞</p> <p>① 整備開始日 H30.6.6（事業認定：戸数24、補助対象経費74,592千円、交付予定7,459.2千円）</p> <p>② 整備完了予定日 R2.7.30（変更後R3.12.27）</p> <p>③ 入居開始予定 H31.4.1（※R4.5.11から県と補助事業者の間でやり取りが始まり、6/14に戸数が8戸に減少することに気づいたが、変更承認の手続を失念していた。）</p> <p>④ 事業報告及び補助金交付申請日 R4.6.20（※2割以上の減額変更等につき知事未承認のまま提出、※交付申請期限はR4.6.26、※提出後の審査時に変更承認手続失念に気づき、<u>R4.7月上旬に、遡及日付での申請手続を指示した。</u>）</p> <p>⑤ 事業者は、指示に基づき、<u>R4.6.13日付で変更申請書をR4.7.6に提出</u>（事業認定：戸数8戸、補助対象経費16,391千円、交付予定1,639.1千円）</p> <p>⑥ <u>上記⑤に対して、遡及日のR4.6.17で承認し、同日付で変更承認通知書を発出</u></p> <p>⑦ <u>上記④に対して、R4.8.4に補助金の交付決定</u></p>
28	事業年度途中で終了した事	この事業の目的は「とっとり先駆型ラボ誘致・育成

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
	<p>業者からの補助金の返還(指摘)</p> <p>＜とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金)：立地戦略課＞</p> <p>P 42</p>	<p>補助金交付要綱」第2条に「本補助金は、先駆的事業に取り組む企業等の県内への新たな事業所設置等を支援することにより、関係人口及び定住人口の増加につなげるとともに、当該企業等及び事業所を将来の本県産業のけん引役に成長させることを目的とする。」と規定している。</p> <p>オフィス設置支援の概要は、補助期間は最長2年間であり、先駆的事業、機能・業務分散を行おうとする事業者を支援するものである。</p> <p>Y株式会社は、令和3年4月に本社のバックオフィス機能として、皆生温泉でサテライトオフィス事業を展開するZ施設にオフィス「●●ラボ」を開設、提携する税理士を雇用し、「リモートを活用し顧客の経営課題解決メニューとしてDX導入（デジタル技術解決策）で経営効率化実現や企業の強みを引き出していく新たなサービス」として事業年度2年間で取り組んだが、提携する税理士が事業年度途中である令和4年3月末で事業所を移転することになり、代わりの税理士が確保できなかったことから、一旦、鳥取県内での事業計画を休止させ、税理士の体制が整ったのち、連携を再構築することとし、事業期間及び補助対象経費を変更内容とした変更承認申請書を提出した。県はこの内容を審査し、鳥取県補助金等交付規則第12条第4項において準用される同第8条の変更承認通知書を交付している。</p> <p>本件については、事業計画の変更理由が補助金交付先の一方向的な都合であること、及び、県担当課からは、事業計画にある要員確保ができないことから事業計画を変更し、現在事業を休止しているもので、必要な要員が確保でき体制が整ったら事業を再開する意向があるとの説明があったものの、具体的な事業再開の見通しも示されず、実質的に事業計画は終了しているものと思われる。</p> <p>については、「とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金(オフィス設置支援)」の上記の趣旨に合致しないこととなることは明らかであり、鳥取県補助金等交付規則第13条（遂行等の指示）を行った上、これに従わないときは、同規則第21条に基づき、交付決定の取消しをすべきであり、同規則第22条に基づき、すでに令和3年度に交付している1,149,000円の返還命令を出すべきであると思われる。</p>
29	中止事業への開催準備費用補助金の形式的な審査(指摘)	<p>(商店街等新展開支援事業補助金／合同会社甲の企画イベント)</p> <p>※概要</p>

指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
<p data-bbox="280 344 651 495">＜ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業（商店街等新展開支援事業補助金）：企業支援課＞</p> <p data-bbox="280 539 341 568">P 44</p>	<p data-bbox="675 309 1206 495">◇イベント名「甲フェスタ」 （於：鳥取市内海水浴場） ◇企画内容： ビーチフラッグ、クリーン活動、屋台 ◇予 定 日：8月6日～8月7日（中止）</p> <p data-bbox="675 539 1394 685">当該企画については、鳥取県版新型コロナウイルス警報の中、主催者側の新型コロナウイルス感染の状況判断により中止されたが、<u>県規定に基づき、開催準備費用に係る補助金として100万円が支払われている。</u></p> <p data-bbox="675 689 1394 909">本事業は、実際には会場設営までは行われていないが、コンテナハウス（以下、「コンテナ」という。）及びパレットはイベント開催における会場設営のためのレンタル料として、<u>開催直前の中止に伴い発生が回避できなかった経費として、実績額として報告されている。</u></p> <p data-bbox="675 913 1394 1328">しかしながら、当初に申請者（合同会社甲）が申請した内容を見ると、発注先（施工業者である株式会社乙）の令和4年7月30日作成日付の見積書では、工事費合計金額は1,305,700円で、同見積書明細からその内訳は、コンテナ（窓サッシ料、塗装料等を含む）、電気配線工事及び設置費用外となっており、写真等現況を判断できるものは添付されていないものの、資料を見る限り、<u>申請者（合同会社甲）が、コンテナを購入したもので、一般的には、コンテナは汎用性があることから、イベント開催のために直接要した費用ではなく、補助対象には該当しないものと思われる。</u></p> <p data-bbox="675 1332 1394 1971">これについて、県担当課の説明は、「申請者（合同会社甲）から、株式会社乙へ会場設営等を委託しており、コンテナは、<u>合同会社甲が購入したのではなく、株式会社乙からレンタルされたものであり、コンテナについては今回のイベントを実施するために、株式会社乙が中古コンテナ（2個・重さ7トン程度の大型）を購入し、窓サッシの取り付けや塗装等を行ったもので、その用途としては、ステージ設営、イベント使用機器等の保管、参加者・スタッフの休憩所と確認しており、補助対象外には当たらないと判断した。</u>また、中止承認に伴う審査においては、公募要領において、実績報告書に添付する必要書類に「領収書等支払証拠書類の写し」は定めているが、それ以上は求めていなかったこと、及び、鳥取県版新型コロナウイルス警報が発令された状況であり、対面協議をすることが困難な状況であったことから、メール、電話及び書類により確認を行った。」とのことであった。</p> <p data-bbox="675 1975 1394 2049">しかしながら、鳥取県商店街新展開支援事業補助金交付要綱様式第4号（第8条関係）では、実施報告書</p>



指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
	<p>の提出の中で、添付書類として、「領収書等、実施状況がわかるもの（写真等）、印刷物等の成果品がわかるもの（写し又は写真等）」と記載されていることから見れば、当然提出を求め確実に確認を行うべきであると考ええる。</p> <p>これに対して、県担当課から、リース元に対して当時のコンテナ写真や活用状況等を追加確認したとして、リース元（施工業者：株式会社乙）は、「リース物件を購入し、窓サッシや塗装のリノベーションを行い、大型コンテナのため自社への運送費も高額になった。当時は、コロナ禍でイベント開催が難しい状況であったため、他のイベント等でのリースも行えず、コンテナは自社事業用倉庫として活用している。」との説明があった。</p> <p>これに関しての経緯、及び申請者が実績報告書で提出した補助対象経費の明細等は、下記のとおりであるが、①施工業者(株式会社乙)が提出した見積書を見る限り、工事完了を目的としたものであり、申請者（合同会社甲）がコンテナを特別に発注したもののようと思われること。その場合は、コンテナは汎用性があることから、イベント開催のために直接要した費用ではなく、補助対象には該当しないものと思われる。仮に、補助対象とした場合も、交付要綱第 10 条(財産の処分制限)からその実態の確認とその対応が必要であること。②仮に、レンタル料金とすれば、コンテナのレンタル料金の相場等と比較してかなり高額なものになっていることから、その適否の検討が必要であること。特に、追加確認で説明があったことから判断すれば、リース元のリース物件調達費をそのままリース価格に反映することは通常あり得ず、現在、自社事業用倉庫としてしていることからしても、適正なリース料金を算出させ、見積書を提出させるべきである。（リース元の事業用倉庫設置費用に補助金が充当されている。）</p> <p>いかにコロナ禍であろうとも、実績報告書に添付する必要書類として「領収書等支払証拠書類の写し」だけでは現状把握ができるはずもなく、特に事業を中止するような場合には、形式的な確認にとどまらず、実態確認を踏まえた対応が必要であると考ええる。</p> <p>おって、一部のコロナ禍関連の補助金受給においては不正な受給も報道されるところでもあり、領収書の写しが添付されていれば、形式的な要件を備えているからといって審査を通過させることでは、県民の理解は得られないと思われる。</p> <p>については、実際には会場設営までは行われておらず、使用される予定だったコンテナは、リース元（施</p>



	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		<p>9,000 円～18,000 円程度である、また、通常はレンタルに塗装を施すことはないとのことである。</p> <p>なお、県担当課から、コンテナのレンタル価格は仕様・条件・運搬距離等により異なる場所であり、当該企画においては、一般的なコンテナハウスよりも大型のものであったとの説明があったが、通常、レンタル料金は、レンタル業者の調達費用をそのまま請求するものではなく、レンタル料金として適正な料金が設定されるものと思われる。</p>
30	<p>同上（指摘）</p> <p>P 49</p>	<p>（商店街等新展開支援事業補助金／株式会社乙の企画イベント） （概要）</p> <p>◇イベント名「スポーツ祭」 （於：鳥取市内海水浴場）</p> <p>◇企画内容： ビーチフラッグ、網引き、砂浜相撲、屋台</p> <p>◇予 定 日：8 月 13 日～8 月 14 日（中止）</p> <p>当該企画については、前記 29 と同時期に同様なイベントが計画（前記 29 の施工業者が申請者となり、前記 29 の申請者が業務委託を受注したもの）され、鳥取県版新型コロナウイルス警報の中、主催者側の新型コロナウイルス感染の状況判断により中止したとして、県規定に基づき、開催準備費用に係る補助金として 100 万円が支払われた。</p> <p>申請者（株式会社乙）が実績報告書で提出した補助対象経費の明細は、下記のとおりであり、主に音響機器のレンタル料とチラシ・ポスターの製作費であったが、報告書には請求書及び領収書の写しは添付されておらず、納品時のチラシやポスターの写真はなく、納品日及びポスターの掲載場所・期間を確認できるものはなかった。</p> <p>また、施工業者（合同会社甲）は、デザインや音響機材を扱う業者ではないと思われることから、実際に他の業者から調達をしているのであれば、その領収書等を確認すべきであり、音響機器のレンタル期間は、海で使用するため早めにレンタルし、防塵対策を実施したとのことであるが、そのことを確認できる具体的な資料も確認すべきである。様式第 4 号（第 8 条関係）では、実施報告書の提出を求めており、その中で添付書類として、「領収書等、実施状況がわかるもの（写真等）、印刷物等の成果品がわかるもの（写し又は写真等）」と記載されていることから、当然提出を求め確認を行うべきである。</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容												
		<p>県担当課の説明では、前記29と同様に、中止承認に伴う審査においては、公募要領において、実績報告書に添付する必要書類に「領収書等支払証拠書類の写し」は定めているが、それ以上は求めていなかったこと、及び、鳥取県版新型コロナ警報が発令された状況であり、対面協議をすることが困難な状況であったことから、メール、電話及び書類により確認を行ったとしている。</p> <p>については、<u>事業完了（中止）報告書に添付されていた資料では以上のことが正確に判断することはできないため、形式的な事務処理を行ったことが伺える。</u></p> <p>また、<u>8月4日に、事業者がイベント中止について事前相談に来た際に、きめ細やかな指導を行った上、厳格な審査をすべきであり、早急に補完確認を行うべきである。</u></p> <table border="1" data-bbox="673 913 1391 1456"> <thead> <tr> <th colspan="3">＜補助対象経費の明細＞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="673 958 730 1294">1</td> <td data-bbox="730 958 895 1294">R4.8.20 付請求書</td> <td data-bbox="895 958 1391 1294">計 1,425 千円（税抜き） （内訳） ・企画・コーディネート費 80 千円 ・チラシ・ポスター・看板デザイン費 350 千円 ・チラシ、ポスター制作費 175 千円 ・ポスティング代 320 千円 ・音響一式 350 千円 ・経費 150 千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1294 730 1377">2</td> <td data-bbox="730 1294 895 1377">R4.8.25 付領収証</td> <td data-bbox="895 1294 1391 1377">1,567,500 円（税抜 1,425,000 円） （イベント委託費として）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1377 730 1456">3</td> <td data-bbox="730 1377 895 1456">R4.8.18 付領収証</td> <td data-bbox="895 1377 1391 1456">アルバイト 4 名からの各 20 千円 （計 80 千円）</td> </tr> </tbody> </table>	＜補助対象経費の明細＞			1	R4.8.20 付請求書	計 1,425 千円（税抜き） （内訳） ・企画・コーディネート費 80 千円 ・チラシ・ポスター・看板デザイン費 350 千円 ・チラシ、ポスター制作費 175 千円 ・ポスティング代 320 千円 ・音響一式 350 千円 ・経費 150 千円	2	R4.8.25 付領収証	1,567,500 円（税抜 1,425,000 円） （イベント委託費として）	3	R4.8.18 付領収証	アルバイト 4 名からの各 20 千円 （計 80 千円）
＜補助対象経費の明細＞														
1	R4.8.20 付請求書	計 1,425 千円（税抜き） （内訳） ・企画・コーディネート費 80 千円 ・チラシ・ポスター・看板デザイン費 350 千円 ・チラシ、ポスター制作費 175 千円 ・ポスティング代 320 千円 ・音響一式 350 千円 ・経費 150 千円												
2	R4.8.25 付領収証	1,567,500 円（税抜 1,425,000 円） （イベント委託費として）												
3	R4.8.18 付領収証	アルバイト 4 名からの各 20 千円 （計 80 千円）												
31	<p><b>会計基準に沿わないと思われる事務処理（意見）</b></p> <p>＜ポストコロナを見据えた商店街等新展開支援事業（商店街等新展開支援事業補助金）：企業支援課＞</p> <p>P51</p>	<p>テレビの放映料に対する補助事業について、交付決定通知は令和4年12月1日で、放映は令和5年1月1日から1月7日の期間に商店街の commercials が流されている。</p> <p>これに係るテレビ局の請求書の日付は、放映初日の令和5年1月1日となっているが、本来であれば、請求書が発行されるのは放映が終了した日（役務の提供が終了した日）以降であり、その後これに基づき検収が行われ、支払いが行われるものと思われる。</p> <p>県担当課からの説明は、commercials の収録を終えて請求額が固まったため、事業主体と契約先との通常の商慣習にならって請求書が発行されたものであり、これに対する支払いも令和5年1月19日であることから、手続としては問題ないとのことであるが、県の審</p>												

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		<p>査等は書類審査で行われていることから、あくまでも放映が終了（役務の提供が終了）した以降に提出させ、確実に検収させるよう指導を行うべきと考える。</p>
32	<p><b>重複する対象層へのアンケート実施（意見）</b></p> <p>＜戦略的事業承継推進モデル構築事業（中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業）：企業支援課＞</p> <p>P 53</p>	<p>事業承継に係るアンケートを、商工会員（郵送・返信方式：4,163件、事業費1,854,534円）と、青年部員（WEB回答：253件、事業費300,000円）とのそれぞれを対象として実施している。</p> <p>県担当課からは、区分して実施した理由として、「現経営者」と「後継候補者」にそれぞれの考え方を聞くため、まとめて調査を行うと本音の回答が期待できないとの説明があった。</p> <p>しかしながら、アンケートの狙いは、事業承継のニーズを把握し、今後の個別支援対象者の絞込みに活用することや、第三者承継のニーズの掘り起こしをするものであったはずであり、また、アンケート対象としている青年部員の層は、既に経営者（56.1%）及び将来的な承継候補（34.8%）と約9割が商工会員と重複する層であることから、商工会員向けのアンケートに追加項目を設けることで足りるのではないかと思われる。</p> <p>後継者不在が顕在化する中での関係者への意識付けを踏まえた取組とも思われるが、県費の有効活用の観点からは、今後、同アンケート意見を契機とした関係各所と十分な連携による県の効果的な伴走支援が期待される。</p>
33	<p><b>不明瞭な予算執行（意見）</b></p> <p>＜戦略的事業承継推進モデル構築事業（中山間地域の事業承継チーム支援）：企業支援課＞</p> <p>P 54</p>	<p>中山間地事業承継チーム支援事業の人件費として5,300千円が、鳥取県商工会連合会に支払われているが、その支出根拠が不明瞭である。</p> <p>これについて県担当課に確認したところ、当初は、「専門スタッフを配置した事業承継支援推進モデル地域事業」の計画を考えていたが、鳥取県商工会連合会との間でモデル地域の調整ができなかったこと及び専門スタッフの確保ができなかったことからこれを断念し、商工会連合会組織で事業に従事する45名（県連本部8名：県連東部15名、中部10名 西部12名）の人件費に充てることとし、既存の交付金の増額分として加算したとの回答があった。</p> <p>しかしながら、そもそも「中山間地域の事業承継チーム支援」として予算計上されたものであることを考えると、通常の支援業務とは別に、その上積みとして事業目的に沿った適切な執行が求められるものと思われる。</p> <p>これに係る事業実績を見ると、アンケートの実施、</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		<p>分析、ヒアリング、事業承継の相談、後継者承継の支援を受けたいとする48事業者の方針協議や体制づくりを行ったとの説明はあったが、アンケート回答者のうち「支援を受けたいとする48事業者」の中から6事業者に対して、1事業者当たりの75分～80分程度のヒアリングを行ったもの以外の実績報告等の取りまとめもないことから、仮に承継支援の支援が行われたとしても、通常（既措置済）の支援業務の範囲内で取り組まれたものと思われる。</p> <p>また、当初予算では、「中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業費」7,389千円の内、アンケート委託費として3,600千円と中山間地域の事業承継チーム支援として3,789千円が計上されていたが、アンケート委託費が1,511千円減額となったことから、これを中山間地域の事業承継チーム支援に振り替え、当初+予算に1,511千円を上乗せした5,300千円を、通常の支援業務交付金（既措置済）の上積みとして鳥取県商工会連合会へ交付している。</p> <p>この計算根拠としては、職員平均単価の0.1人役を従事者46名分で計算した金額2,577万円を算出し、予算額5,300千円を頭打ちとして、これを支出したとの説明があったが、県民目線で見ると計画と実績の食い違いとしか思えない。</p> <p>結果から見れば、「中山間地域の持続に向けた事業承継推進モデル構築事業」と大々的に言いながら、その実は、アンケート調査の実施と商工会連合会への交付金の増額であると言わざるを得ず、事業計画から見た財務執行の在り方としては改善の必要があると思われる。</p>
34	<p><b>効果が低い事業計画への取組（意見）</b></p> <p>＜戦略的事業承継推進モデル構築事業（起業型）事業支援推進モデル構築事業＞：企業支援課＞</p> <p>P 55</p>	<p>承継の問題については、近年各方面でその必要性が取り上げられ、鳥取県においても、従来から力を注いでいるところである。</p> <p>事業承継への支援体制としては、主に「後継者がいないので承継の支援を受けたい」とする事業者側への支援に力が入れている現状にあり、例えば、中小事業者の多くが加盟する商工団体においては、日頃の事業活動支援等の中で、事業承継の伴走支援を行っており、事業者個々のニーズに応じて、親族内承継から第三者承継へ、商工団体内支援から鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター（国委託事業）、日本政策金融公庫などと連携した支援が行われている。</p> <p>については、当該事業は、民間企業の「事業承継マッチングサイト」を利用し、事業者情報をオープンにした後継者不在事業者と全国の起業希望者をつなげると</p>

指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容																		
	<p>いう事業（いわゆる「オープンネーム型事業承継マッチング」）であるが、下記のとおりその利用状況は低調である一方で、これに係る民間業者への委託料3,250,500円と高額なものとなっている。</p> <p>利用状況が低調な理由としては、①中小事業者のうち後継不在事業者に第三者承継を希望する者が少なく、希望した事業者があったとしても事業者情報を広くオープンにしたマッチングまで希望する事業者が極めて少ないこと、②日頃、伴走支援を行っている商工団体には、既にニーズに応じた支援や連携先が複数あること（関係者からは「事業承継情報の入手先の一つとしては有っても良いが、オープンネームへの事業者の抵抗感は強い。」との声が聞かれた。）、③逆に事業を譲り受けたいとする側の情報が無い（又は少ない）こと、などがあるものと思われる。</p> <p>前向きな新たな取組として評価される面もあるかもしれないが、現状を見る限り、事業者のニーズ等ともかけ離れ、有効性もはっきりとしないと言わざるを得ず、「後継者不在事業者」及び「鳥取県への移住定住者」のそれぞれのニーズに沿った取組が推進されるよう、効果測定を踏まえた見直しが必要と考える。</p> <p>（利用状況等）</p> <table border="1" data-bbox="676 1176 1390 1975"> <tr> <td colspan="2">◇ 委託費（R4）：3,250,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【取組内容（実績）】</td> </tr> <tr> <td>（項目）</td> <td>（実施状況）</td> </tr> <tr> <td>(1) 県内支援機関向け説明会</td> <td>1回（参加団体：16団体）</td> </tr> <tr> <td>(2) 後継ぎ発掘のための説明会</td> <td>1回（参加者：22名）</td> </tr> <tr> <td>(3) ≪利用状況≫ 後継者の募集（オープンネーム型マッチングへの参加）</td> <td>R4：5件 内 成約1件（※） 内 取下3件 内 継続1件 R5：3件</td> </tr> <tr> <td>(4) 広告等</td> <td>・プレスリリース配信：6件 ・有料広告の配信：3件</td> </tr> <tr> <td>(5) 後継者不在事業者への訪問ツアー</td> <td>2事業者方へ4名が訪問</td> </tr> <tr> <td>(6) ワークショップ（於：東京）</td> <td>1回（参加者：9名）</td> </tr> </table> <p>※ 倉吉市の移住相談窓口からの引継によるもの。</p>	◇ 委託費（R4）：3,250,500円		【取組内容（実績）】		（項目）	（実施状況）	(1) 県内支援機関向け説明会	1回（参加団体：16団体）	(2) 後継ぎ発掘のための説明会	1回（参加者：22名）	(3) ≪利用状況≫ 後継者の募集（オープンネーム型マッチングへの参加）	R4：5件 内 成約1件（※） 内 取下3件 内 継続1件 R5：3件	(4) 広告等	・プレスリリース配信：6件 ・有料広告の配信：3件	(5) 後継者不在事業者への訪問ツアー	2事業者方へ4名が訪問	(6) ワークショップ（於：東京）	1回（参加者：9名）
◇ 委託費（R4）：3,250,500円																			
【取組内容（実績）】																			
（項目）	（実施状況）																		
(1) 県内支援機関向け説明会	1回（参加団体：16団体）																		
(2) 後継ぎ発掘のための説明会	1回（参加者：22名）																		
(3) ≪利用状況≫ 後継者の募集（オープンネーム型マッチングへの参加）	R4：5件 内 成約1件（※） 内 取下3件 内 継続1件 R5：3件																		
(4) 広告等	・プレスリリース配信：6件 ・有料広告の配信：3件																		
(5) 後継者不在事業者への訪問ツアー	2事業者方へ4名が訪問																		
(6) ワークショップ（於：東京）	1回（参加者：9名）																		

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
35	<p>効率的でないと思われる補助金の執行（意見）</p> <p>＜デジタルグリーン物流推進支援事業（デジタルグリーンによる物流推進支援事業：通商物流課＞</p> <p>P 60</p>	<p>県は、<u>ドローンを活用した物流は、「物流の 2024 年問題」を解決する有効な手段の一つとして、物流事業者及び荷主企業等が行う物流現場の改善につながる取組に対して、補助金を交付している。</u></p> <p>この事業では、有限会社丙が行った実証実験（計 2 回）に対する費用 5,718,064 円に対して、その 2/3（上限額 2,000 千円）である、2,000 千円の交付決定を行い、その実績として報告があった 2,922,891 円の 2/3 である 1,948,000 円の補助金を交付している。</p> <p>この実証実験については、「空の最新技術利活用で地域医療から地域防災を支援する」としたものであり、1 回目は、鳥取市内で災害により道路が寸断されたとの想定で緊急医療材料 A E D（約 1.2 kg）の搬送を行うという設定で約 5 km、約 10 分の飛行試験を実施（実際には A E D は搬送せず。）、県は、飛行の安全性を確認できたとし、経路を地元自治体との連携により、災害等が発生した際の緊急時においても、迅速な作業ができるとしている。また、2 回目は、処方医薬品や食料品の長距離郵送を検証するとし、往復約 16.3 km、約 21 分を、往路は、市内病院で診療を受けた後に有限会社丙で調剤しドローンで届ける実証を、復路は、地元手作りピザの宅配を実証した。これを通じて、その課題や採算等を含めた実現性を検証したとして、それぞれドローンを 1 回飛ばすごとに概ね 100 万円の補助金を交付している。</p> <p>については、<u>1 回目の実証実験で使用したドローン機体「エアロボスペック」の性能は、既にメーカーが製作段階で保証済みであり、今回搭載した重量及び飛行時間はその範囲内の数値で行われていることから、単に、飛行テストであれば、実証実験を行う必要性はないものと思われる。</u>また、2 回目の飛行は、確かにドローンを飛ばして遠隔地である目的地に到達し、目的物を迅速に運び、ラストワンマイル問題に対し、災害等の緊急時で薬を必要とする患者に届けるという実験は有意義と思われるものの、実証実験の目的にある、「採算等を含めた実現性を検証したい」という点にあっては、有限会社丙が、服用薬の配達を行った令和 4 年 4 月の配達員実績によると車両等の運搬で行った延べ 219 件、走行距離は 2,087 km と報告されていることから見れば、ドローンで運搬する場合の今後の課題としては、利用頻度とこれに係る費用と思われ、地域医療及び防災問題全体や採算性を抜きにした実現性は成り立たないのではないかとと思われる。</p> <p>そもそも、有限会社丙の事業計画には、対象地域の自治体における医務・各自主管課と緊密に連携を取る</p>



	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		<p>とともに、災害時医療支援を想定した物流実証実験を行うとしていたが、県の医療及び防災関係部署の参画は全くない。県は、「物流の2024年問題」を解決することを目的として、ドローン配送を活用することで、脱炭素社会の実現を目指し、将来見込まれるドライバー不足や過疎地域への配送など社会課題の解決も合わせて検証するとしているが、「物流の2024年問題」の解決を図る目的から見れば、現実的な物流改善に直結した取組を行うべきでないかと思われる。</p> <p>単に、ドローンの実証実験が必要ならば、上記以外にも県の支援取組として、例えば、令和4年10月に「循環経済モデル構築支援補助事業」における他社が行った、“ドローンによる海岸漂流ごみの回収等事業”や、生活環境部での砂丘での観光客等の確認、県土整備部での“工事完了確認などのインフラ点検のため”などにもドローンを利活用されているところであり、災害時医療支援を想定したものならば、これを担当する部署も参画してしかるべきである。</p> <p>少なくとも、1回目のドローンの飛行実証実験は不要と思われるし、複合的要素で実証実験を支援するのであれば、関係部署も参画すべきであると思われる。限りある財源であるので、目的に沿った有効活用を行うべきではないかと思われる。</p>
36	<p>収入印紙の貼付漏れ（指摘）</p> <p>＜デジタルグリーン物流推進支援事業（デジタルグリーン物流推進勉強会）：通商物流課＞</p> <p>P 64</p>	<p>上記3でも述べたが、県は、令和4年10月20日に「鳥取県内運送事業者の効率化・デジタル化に向けた勉強会関連業務委託契約書」を事業者と締結し、これに係る契約書（請書）には印紙が貼付されていたが、これを減額変更し、令和5年1月25日付で作成した「変更請書」には、印紙の貼付がない。</p> <p>印紙税基本通達別表第2「重要な事項の一覧表」によれば、請負の内容や請負金額は重要な事項変更になると示されているところ、課税文書になるとと思われる。</p>
37	<p>補助対象事業費の見積り方法（意見）</p> <p>＜物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業：通商物流課＞</p> <p>P 65</p>	<p>丁株式会社は、移動ラック新設工事について、<u>県外の戊株式会社</u>に発注しており、1者での見積りとなっている。</p> <p>上記1で述べたとおり、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積もり等の指導を徹底すべきである。</p> <p>なお、戊株式会社はフォークリフト等の車両機械等の販売を行っている事業者であり、「移動ラック新設</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		<p>工事」は、その下請け先（己株式会社）が全てを請け負っているが、<u>仮に複数見積りを徴した場合、直接に下請け先である己株式会社が受注する可能性も含め、安価で契約する場合もあったのではないかと思われる。</u></p> <p>また、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）では、県内事業者への発注に努めなければならないとある。同条例の第 9 条には、「知事等は、工事及び委託事業の調達に当たっては、自らの予算執行が県民生活の安泰及び向上に資するのみならず、県内の経済及び産業の育成に与える影響が大きいことに鑑み、過度な財政負担とならない範囲内において県内事業者又はそれらが参加する事業体が入札に参加しやすい環境を整備し、並びに県内の人材及び物品等を積極的に活用し、又は使用するよう配慮するもの」とあり、県内事業者を利用すべきである。</p> <p>申請者が提出した、県外発注理由書に「同様の設備を提供する県内企業がないため」とあるのみで、形式的な審査に留まっているが、<u>戊株式会社には米子支店があり、少なくとも、同社米子支店と契約すれば、鳥取県産業振興条例の基本理念を事業者も認識し、県としてもその理念を浸透させる絶好の機会でもあったように思われる。</u></p>
38	<p>同上（意見）</p> <p>P 66</p>	<p><u>庚株式会社は、勤怠システムの連携（●●製）を、県外（松江市）の辛有限会社に発注しており、1者での見積りとなっている。</u></p> <p>前記 37 と同様に、補助対象事業費自体が、補助金の算定金額の基となっていることを鑑みると、競争原理に基づいた経済的かつ合理的な金額に対し、補助金として財務執行されるよう、県の会計規則等に準じた複数見積り等の指導を徹底すべきである。</p> <p>また、県外発注理由書には、単に「メーカー指定」としているが、このメーカーの取扱い販売店は鳥取県内にもあるところであり、鳥取県産業振興条例の趣旨からいえば、鳥取県内の販売店を利用させるべきと思われる。</p>
39	<p>準備不足により成約に至らなかった事業（意見）</p> <p>＜ハイブリット型海外需要獲得強化事業（海外市場オンラインビジネス視察事業）：通商物流課＞</p>	<p>県は、（公財）鳥取県産業振興機構とっとり国際ビジネスセンター（以下「国際BC」という。）に委託し、オンライン海外市場視察「ベトナム編」及び「米国編」に取り組んでいるが、この内、「<u>米国編</u>」（決算額：「<u>海外市場オンラインビジネス視察事業</u>」及び「<u>ハイブリッドマッチング事業</u>」を含め 815 千円）については、<u>同オンラインビジネス視察事業への参加数は</u></p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
P 68		<p>16 事業者であり、その後のWEB商談会へ参加する県内参加企業5社、現地商談バイヤー3社と少なく、結果として、成約件数0となっている。参加企業の反応としても、新たな輸出先として期待している一方で説明も分かり辛く商談会とは思えなかったとする意見があった。</p> <p>また、実施におけるバイヤー選定については、県担当課の主導により、委託先である国際BCが、随意契約で株式会社●に業務委託しており、責任の所在も不明確である。</p> <p>なお、委託先国際BCからの実績報告書でも、「アメリカ向けのWEB商談会は時差の問題もあり、日程調整も難しく、・・・現地のバイヤーとの商談会よりも、国内輸出商社との商談の方が現実的である。現地のバイヤーとの直接商談会を行うのであれば、バイヤー招聘の方が取引に繋がる可能性が高いように思えた。」と総括されており、<u>計画段階での状況把握の甘さや調整・準備等が不十分であったことは否めないと思われる。</u></p> <p>については、意欲ある県内事業者からの期待に応えられるよう、しっかりとした事業の実施と、無駄のない有効な予算執行を行っていただきたい。</p>
40	<p><b>事前調査等が不十分だったと思われる事業（意見）</b></p> <p>＜ハイブリット型海外需要獲得強化事業（ライブコマース事業）：通商物流課＞</p> <p>P 68</p>	<p>ライブコマース事業（WEB販売事業）としては、海外へのテスト販売や市場調査を実施するとして、①ライブコマース（インターネット上の動画配信による商品紹介と販売）や、②越境EC（インターネットを活用した日本国内から海外に向けた電子商取引）に取り組んでおり、ライブコマースでは、英語圏及びスペイン語圏向けの動画作成等として2,942,500円、越境ECでは、中国市場向けに、中国人インフルエンサーによるライブ配信を県アンテナショップから行ったとして660,000円が予算執行されている。</p> <p>この内、ライブコマースについては、令和4年12月から令和5年2月までの約1ヶ月半に、12社が参加し、延べ1万4千弱のアクセスがあり、7万4千回余りの動画再生が確認されており、結果として、108点、266,288円の販売があった。その他、アンケートも回収され、各参加業者にフィードバックされており、一定の成果はあったものと思われる。</p> <p>なお、「英語圏/スペイン語圏市場」費用として予算執行されている「商材PR用動画作成1,200,000円（税抜き）、商材PR用ページ作成50,000円（税抜き）、プロモーション費用等1,150,000円（税抜き）、アンケート費用等275,000円（税抜き）」の予算額と実</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
		<p>績額の内訳を見ると、次表のとおりであり、参加事業者が予定された 20 業者から 12 業者と少なかったことから、これにより減少した動画制作を、動画制作費の増額及びWEB広告費用の増額やアンケート謝礼費用の単価を増額しているが、その根拠と効果測定が不足しているように思われる。</p> <p>単に予算消化とならないよう、適正な予算執行をお願いしたい。</p>
41	<p><b>利活用が不足していると思われる事業（意見）</b></p> <p>＜ハイブリット型海外需要獲得強化事業（バーチャル鳥取県ショールームの開設）：通商物流課＞</p> <p>P 70</p>	<p>世界に向けて県商品を魅せるとして、商材情報等を紹介するオンラインショールームを開設し、県内企業 28 社の 65 アイテムバーチャルで海外バイヤーに商品を紹介しており、これに係る費用として、システム構築、同改修費等として 2,539,950 円が予算執行されている。</p> <p>同ショールームは、国際BCが支援し、県内事業者と海外バイヤーとの商談に際して、予めこのショールームを案内しており、これによって成約に結びついていくとの説明を受けたが、<u>有効サイトへのリンク貼り付けもないこと、監査においても具体的なアクセス数等の説明がないことなどから、積極的な利用状況にはなく、利活用も一定数に限られるものと思われる。</u></p> <p>また、上記予算執行の内、869 千円は、後述する「ハイブリッド型マッチング商談会事業」が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で現地WEB商談が実施できなかったことに伴い、当初予算を流用しシステム改修に充てられており、同ショールーム内でのライブイベントの実施や海外バイヤーなど同ショールームへの来場者と参加事業者間で双方向のやり取りができるようシステム改修を図ったものであるが、これを含めて利用状況等の十分な分析・評価が行われていない状況にある。</p> <p>今後、十分な効果測定を行い、意欲ある県内事業者からの期待に応えられるよう、しっかりとした事業の実施と、無駄のない効果的な予算執行を行っていただきたい。</p>
42	<p><b>十分な分析・評価が求められる事業（意見）</b></p> <p>＜ハイブリット型海外需要獲得強化事業（ハイブリッド型マッチング商談会）：通商物流課＞</p>	<p>コロナ禍でオンラインの利用が広まる中、他に先んじて外需を獲得していくためには、オンライン商談とリアル商談の利点を組み合わせたハイブリッド型の展開が有効であるとして計画されたが、コロナの感染拡大により県内事業者の海外渡航が困難となったため、オンライン商談のみが実施された。</p> <p>結果として、オンライン商談のみになったことから、ベトナムは、6 業者（延べ12商談）のうち、成立</p>

	指摘・意見の項目 ＜事業名：所管課＞	内 容
	P71	<p>2業者（延べ3商談）、米国は、5業者（延べ10商談）で全て不成立と一定の成果に留まっている。</p> <p>なお、前記39（海外市場オンラインビジネス視察事業）のとおり、「米国編」（決算額：「海外市場オンラインビジネス視察事業」及び「ハイブリッドマッチング事業」を含め815千円）については、計画段階での状況把握の甘さや調整・準備等が不十分であったことは否めない。</p> <p>おって、令和4年度のオンライン商談会の公表実績は96件（43社）、成約額は174,342千円（令和3年度：78件（38社）、成約額183,000千円）と、堅調のように見えるが、このうち、輸出先事業者1社の占める割合が大きくこれを除くと、令和4年度の成約実績は64,671千円（令和3年度は85,781千円）と大きく低下している。</p> <p>コロナ禍の中にあって、不測の事態が発生したものはと思われるが、長く続くコロナ禍で苦しむ県内事業者にとって、県への期待は大きく、今後とも信頼される地方行政団体として、十分な状況把握を行っていただき、その期待に応えていただきたい。</p>